



2026年3月16日

各 位

会 社 名 株式会社INFORICH
代表者名 代表取締役社長兼執行役員Group CEO 秋山 広宣
(東証グロース市場、コード：9338)
問合せ先 執行役員Head of Corporate Planning & IR 青木 拓也
メール：ir@inforichjapan.com

臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2026年5月下旬を目途に開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）招集のための基準日設定について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本臨時株主総会に係る基準日等について

当社は、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、2026年4月8日（水）を基準日（以下「本基準日」といいます。）と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その議決権を行使することができる株主といたします。

- (1) 基準日 2026年4月8日（水）
- (2) 公告日 2026年3月24日（火）
- (3) 公告方法 電子公告（当社のホームページに掲載いたします。）
<https://inforich.net/ir/notice>

2. 本臨時株主総会の開催予定日及び付議議案等について

当社が2026年2月13日付で公表した「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」に記載のとおり、株式会社BCJ-102（以下「公開買付者」といいます。）は、公開買付者が2026年2月16日に開始した当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）及び本新株予約権（注1）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）が成立し、当社株式の全て（ただし、本新株予約権の行使により交付される当社株式を含み、当社が所有する自己株式及び本不応募株式（注2）を除きます。）及び本新株予約権の全てを取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後、当社株式を非公開化するための一連の手続の実施を予定しているとのことです。

具体的には、公開買付者は、①本公開買付けの成立により、公開買付者が所有する当社の議決権の合計数が当社の総株主の議決権の数の90%以上となり、公開買付者が会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第179条第1項に規定する特別支配株主となる場合には、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第2編第2章第4節の2の規定に基づき、当社の株主（公開買付者及び当社を除きます。）の全員に対し、その所有する当社株式の全部を売り渡すことを請求するとともに、併せて、本新株予約権の所有者（公開買付者を除きます。）の全員に対し、その所有する本新株予約権の全部を売り渡すことを請求する予定であり、他方で、②本公開買付けが成立したものの、公開買付者が所有する当社の議決権の合計数が当社の総株主の議決権の数の90%未満である

場合には、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第180条に基づき当社株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む本臨時株主総会を、2026年5月下旬を目途に開催することを当社に要請する予定とのことです。

この度、当社は、当該要請に基づき本臨時株主総会の開催が必要となる場合に備えて、上記「1. 本臨時株主総会に係る基準日等について」に記載のとおり、あらかじめ本臨時株主総会の招集のために必要となる基準日を設定することにいたしました。なお、本臨時株主総会の開催日時、開催場所及び付議議案の詳細等につきましては、決定次第改めてお知らせいたします。

他方、本公開買付けが成立しなかった場合、本公開買付けが成立し、公開買付者が本公開買付けにおいて、当社株式の全て（ただし、本新株予約権の行使により交付される当社株式を含み、当社が所有する自己株式及び本不応募株式を除きます。）を取得することができた場合、又は、上記①に記載の場合には、当社は、本臨時株主総会の開催を行わず、本基準日についても利用しない予定です。

(注1) 「本新株予約権」とは、下記①乃至⑦の新株予約権を総称していいます。

- ①2019年3月15日開催の取締役会の決議に基づき発行された第4回新株予約権（行使期間は2021年3月16日から2029年3月16日まで）
- ②2019年3月15日開催の取締役会の決議に基づき発行された第5回新株予約権（行使期間は2019年3月16日から2029年3月15日まで）
- ③2019年3月15日開催の取締役会の決議に基づき発行された第6回新株予約権（行使期間は2019年3月16日から2029年3月15日まで）
- ④2021年10月29日開催の取締役会の決議に基づき発行された第8回新株予約権（行使期間は2023年11月2日から2031年11月2日まで）
- ⑤2022年10月13日開催の取締役会の決議に基づき発行された第12回新株予約権（行使期間は2024年4月1日から2034年10月30日まで）
- ⑥2022年10月13日開催の取締役会の決議に基づき発行された第13回新株予約権（行使期間は2024年4月1日から2034年10月30日まで）
- ⑦2022年10月13日開催の取締役会の決議に基づき発行された第14回新株予約権（行使期間は2024年4月1日から2034年10月30日まで）

(注2) 「本不応募株式」とは、当社の代表取締役社長兼執行役員Group CEOであり当社の筆頭株主（2025年12月31日現在）である秋山広宣氏が所有する当社株式1,783,900株のうち、本公開買付けに応募しない旨を合意している当社株式940,000株のことをいいます。

以 上